

現行	改正案
(新設) <u>7</u> 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。 (新設)	<u>なく、かつ、その就任の前10年間本会の業務執行理事又は使用人でなかった者でなければならない。</u> <u>9 監事のうち1名以上は、本会の正会員でなく、かつ、その就任の前10年間本会の理事又は使用人でなかった者でなければならない。</u> <u>10 (略)</u> <u>(責任の限定)</u> <u>第28条の2 本会は、法人法第111条第1項に定める役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がない場合には、理事会の決議により法令の定める限度において免除することができる。</u> <u>2 本会は、法人法第115条第1項の規定に基づき非業務執行理事等との間で前項の賠償責任について、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によりその責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、その契約における賠償責任の限度額は、金1万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする。</u> <u>附 則</u> <u>この定款は、令和7年6月4日から施行する。</u>